

2026 年 7 月 17 日

各 位

会 社 名 ソニーグループ株式会社
代 表 者 名 代表執行役 十時 裕樹
(コード番号 6758 東証 プライム)
問 合 せ 先 I R 部 I R グループ
(TEL03-6748-2111(代表))

譲渡制限付株式ユニット (RSU) の権利確定に伴う自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2022 年度より譲渡制限付株式ユニット (以下、「RSU」という。) による事後交付型株式報酬制度 (以下、「本制度」という。) を導入しておりますが、本日、過去に付与した RSU の一部の権利確定に伴い、取締役会決議による委任に基づき、当社代表執行役が自己株式の処分 (以下、「本自己株式処分」という。) を行うことについて決定しましたので、お知らせします。

1. 自己株式処分の概要

(1) 払 込 期 日	2026 年 8 月 3 日
(2) 処 分 す る 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 1,142,196 株 (ただし、本処分株式数は、払込期日まで に、割当予定者の死亡等の当社の RSU に関する社内規則に定められた理由 により減少する可能性があります。)
(3) 処 分 価 額	1 株につき 3,438 円
(4) 処分価額の総額	3,926,869,848 円
(5) 割 当 予 定 先	プラン A 当社の取締役 1 名 10,788 株 プラン B 当社の執行役 1 名 37,055 株 当社の関係会社 (「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭 和 38 年大蔵省令第 59 号) 第 8 条第 3 項に定める子会社及び同条第 5 項に 定める関連会社をいう (以下同じ。)) の取締役及びその他の役員 3 名 162,313 株 プラン C 当社の従業員 2 名 15,354 株 当社の関係会社の取締役及びその他の役員 29 名 164,633 株 当社の関係会社の従業員 329 名 725,289 株 プラン D 当社の関係会社の取締役及びその他の役員 3 名 26,764 株

2. 自己株式処分の目的及び理由

当社は、2022 年度より本制度を導入しています。

本制度は、ソニーグループの業績と本制度の対象者（以下、「対象者」という。）の受ける利益を連動させることにより、ソニーグループの業績向上に対する対象者の貢献意欲を高め、以てソニーグループの業績を向上させることを目的として導入したものです。

<本制度の概要>

①本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役を含む。）、執行役、その他の役員及び従業員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を含む。）その他の役員及び従業員

※ RSU 付与時点の地位であり、権利確定時の地位はこれとは異なる可能性があります。

②RSU の概要

本制度は、当社が対象者に対して、当社が定める数の RSU を事前に支給し、下記③の方法により権利確定した場合、当該権利確定したユニット数と同数（以下、「RSU 交付株式数」という。）の当社の普通株式（以下、「当社普通株式」という。）を交付するものです。

③RSU の権利確定

権利確定の方法により、プラン A、プラン B、プラン C、プラン D、プラン E 及びプラン F を定めており、原則として以下に記載する方法によって、RSU が権利確定するものとします。

プラン A：付与日から 9 年後に全ての RSU が権利確定します。

プラン B：付与日から 3 年後に全ての RSU が権利確定します。

プラン C：付与日から 3 年間にわたり、1 年を経過する毎に付与した RSU のうち 3 分の 1 が権利確定します。

プラン D：対象者が、当社又は当社の関係会社（当社と併せて以下、「当社グループ会社」という。）の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合に全ての RSU が権利確定します。

プラン E：原則として、対象者が、当社の上級役員としての地位を喪失した場合に全ての RSU が権利確定します。

プラン F：付与日から 1 年後に全ての RSU が権利確定します。

本自己株式処分に係る RSU に適用されるプランの詳細は以下のとおりです。

プラン	内容	該当回号
プラン A	RSU の付与日から 9 年後の応当日が属する月の翌月 1 日（ただし、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日）までの間、対象者が継続して当社の取締役の地位にある場合、当該応当日が属する月の翌月 1 日（ただし、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日）において、対象者が保有している RSU 全てについて権利確定します。ただし、権利確定前に、対象者が死亡、その他当社の報酬委員会が正当と認める理由（ただし、本プラン A の目的のため、特段の事情がない限り、正当と認める理由があるものとします。）により、当社の取締役の地位を喪失した場合（ただし、対象者が米国における納税者である場合には、米国財務省規則セクション 1.409A-1(h) に定義される「separation from service」に該当する地位の喪失をした場合）には、当社は、当該地位喪失後の一定の時期に、当該対象者の地位喪失の時点において当該対象者が保有するユニット数について権利確定し、RSU 交付株式数の株式を交付するか、又は、当該株式の交付が困難な特段の事情が生じた場合その他当社が必要と認める場合に	第 7 回 RSU （2024 年 7 月 25 日 付与） 第 13 回 RSU （2025 年 7 月 25 日 付与）

権利確定日までに、(i) 対象者が RSU を放棄した場合、(ii) 対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合、(iii) 対象者について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合、(iv) 対象者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合、及び、(v) その他当社が予め定める一定の事由に該当する場合、未確定の RSU の全部が消滅します。

⑥組織再編等その他の事由が生じた場合の取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）にて承認された場合、その他当社が定める事由が発生した場合には、当社の報酬委員会の決議又は代表執行役の決定に基づき、当該組織再編等の効力発生日までの期間等を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式、金銭又は組織再編等の相手方の株式を対象者に交付することができます。

本自己株式処分は、第 3 回 RSU、第 4 回 RSU、第 6 回 RSU、第 7 回 RSU、第 8 回 RSU、第 9 回 RSU、第 10 回 RSU、第 12 回 RSU、第 13 回 RSU、第 14 回 RSU 及び第 15 回 RSU の一部が 2026 年 8 月 3 日に権利確定することに伴い、取締役会決議による委任に基づき、2026 年 7 月 17 日付の当社代表執行役の決定により行うものです。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき、当社グループ会社を対象者へ支給する金銭報酬債権（なお、当社は、当社の関係会社を対象者に付与された金銭報酬債権に係る当該関係会社の取締役、その他の役員及び従業員に対する債務について併存的債務引受けをします。）を出資財産として、現物出資させることにより行われるものです。

本自己株式処分の処分価額は、2026 年 7 月 16 日（本自己株式処分に係る当社代表執行役の決定日の前営業日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である 3,438 円としています。これは、本自己株式処分に係る当社代表執行役の決定日の直前の市場株価であることから合理的と考えており、特に有利な価額には該当しないものと考えています。

以上